

中津市ケーブルネットワーク自主制作番組における企業及びイベント等の取材・紹介基準

（目的）

第1条 本基準は、中津市ケーブルネットワークの自主制作番組において、地域経済の活性化や住民生活の利便性向上を図るため、番組内で営利企業等や各種イベント（市が主催、共催又は後援するものを除く。以下「企業・イベント等」という。）を取材又は紹介（以下「紹介等」という。）する際の取り扱いを定め、放送の中立性、公平性、及び公序良俗を確保することを目的とする。

（基本原則）

第2条 企業・イベント等の紹介等は、地域の産業、文化、歴史、又は住民生活に役立つ情報を有するものに限るものとし、特定の事業者や主催者への利益誘導につながる紹介や、専ら宣伝・広告を目的とする紹介等は行ってはならない。ただし、第6条第1項に規定する広告放送については、この限りでない。

（紹介等の対象となる要件）

第3条 紹介等の対象となる企業・イベント等の主催者（以下「紹介対象者」という。）は、原則として次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 中津市内に本社、支店、工場、店舗、その他の事業所を有し、若しくは市内で活動していること、又は中津市民の利便性向上若しくは広域的な交流に寄与すると認められること。
- （2） 法令や条例等に違反していないこと。
- （3） 中津市暴力団排除条例等の規定に抵触しないこと。

（番組制作における表現等の基準）

第4条 番組の制作にあたっては、次の各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

- （1） 客観性の確保：内容は、事実（創業年、取扱商品、イベント日時・場所・入場料等）に基づかなければならない。「地域一番」「最高品質」といった根拠のない最上級表現や、行政の推奨・保証を誤認させる過度なお墨付き表現は使用してはならない。
- （2） 公平性の確保：特定の企業・イベント等のみを連続して取り上げるなど、特定の事業者又は主催者へ利益が偏るような編成はしてはならない。同様のテーマ（新店、地元製造業、祭り、催事等）を扱う場合は、他の同業者や類似イベントにも広く紹介等の機会を開放するものとする。
- （3） 価格等の取り扱い：価格、利用料金、入場料等は、情報提供として真に不可欠な場合に限り客観的な事実として提示できるものとする。ただし、値引き、セール、チケット販売等を過度にあおる表現は有料広告で行うものとし、一般番組内ではこれを行わない。

（禁止事項）

第5条 次のいずれかに該当する企業・イベント等（主催者、商品、サービス、催事内容を含む）は、番組内で紹介等の対象とすることはできない。

- (1) 必要な許認可、免許、登録等を受けていないもの。
- (2) 風俗営業、又はそれに類するもの。
- (3) 貸金業、商品先物取引等、著しく投機性の高いもの。
- (4) 差別や人権侵害につながるおそれがあるもの。
- (5) マルチ商法や悪質な内職商法等、消費者トラブルが起きやすいもの。
- (6) 特定の政治活動、宗教活動、又は思想信条の宣伝を目的とするもの。
- (7) 関係官庁から行政処分又は是正勧告等を受けているもの。
- (8) 公序良俗に反するもの。
- (9) その他、行政が運営する番組として不適当なもの。

(広告放送との区別及びステルスマーケティング防止)

第6条 紹介対象者から対価（金銭、物品、役務の提供、協賛金、チケット等その名目を問わない。）を得て制作・放送する場合は、放送法並びに不当景品類及び不当表示防止法に基づき、広告・タイアップ放送である旨を視聴者に明確に開示（テロップやアナウンス等）しなければならない。

2 前項に定める場合を除き、特定の企業・イベント等の意図的な宣伝を目的とした番組制作（ステルスマーケティングに類する行為）を行ってはならない。

(免責及び視聴者対応)

第7条 紹介等を行った企業・イベント等に関し、視聴者との間で発生したトラブル（取引、契約、事故、損害、催事中止等の不利益）について、市は一切の責任を負わないものとする。

2 視聴者から公平性や内容に関する指摘・苦情があった場合は、速やかに担当部局で事実関係を調査し、適切に対応するものとする。

(疑義の決定)

第8条 本基準の適用にあたり、紹介等の可否について判断が困難な事例が生じた場合は、ケーブルネットワーク事業を所管する課の長が決定するものとする。

(附則)

この基準は、令和8年10月9日から施行する。